

前回会合提出資料における温暖化対策税についての基本的考え方

1 温暖化対策税についての基本的考え方

2004年に行われる温暖化対策の評価・見直しにおいて必要とされた場合には、2005年以降早期に、温暖化対策税を導入することが基本方針。

このため、具体的な温暖化対策税の検討は、他の政策手法の検討とともに、第1ステップのうちから進めておく。

温室効果ガスの排出削減を主目的とする税であり、温暖化対策の財源とし、負担の公平性と価格インセンティブ効果の観点から、化石燃料又は温室効果ガスに対して炭素（換算）含有量に応じて課税する制度とする。

これにより、同時に、環境保全技術・製品の開発・普及、さらには環境産業の発展の促進等による経済活性化と新たな雇用の創出にもつながる制度を目指す。

2 温暖化対策税の在り方

税制の要素		温暖化対策税の在り方
歳入	課税の対象	すべての化石燃料（石炭、石油、天然ガス）又は温室効果ガス（6ガス）に課税することが基本。 各化石燃料の炭素（換算）含有量に応じたものが基本。
	税率（=税収規模）	価格インセンティブ効果と、税収を活用した温暖化対策による効果の双方が発揮されるような制度を前提として、税率を設定。
	課税段階	上流課税と下流課税の2通りが考えられるが、効率的に税収を確保しつつ、実際に温室効果ガスを排出する者に対し価格インセンティブ効果を及ぼしうるように配慮を加えることが望ましい。
歳出（税収用途）		CO ₂ 排出削減対策や吸収源対策など必要な温暖化対策に幅広く充当。
その他		自主協定制度や国内排出量取引制度等とのポリシーミックスをどうするか。 追加的対策が必要ない（努力している）部門・業界等のような税を効かせない対象をどうするか。

以下の課題について、今後具体的な検討を行っていくことが必要。

温暖化対策税の具体案についての今後の検討の方向・検討課題

- 【課題】 これまで主に検討してきた化石燃料課税の対象とはならない温室効果ガス（非化石燃料起源CO₂、メタン、一酸化二窒素、HFC等）への課税について、どのように考えるか。
- 【課題】 税率（=税収規模）は、最終的には2004年の評価結果を踏まえて検討すべきものであるが、どのようなものと考えているか。
- 【課題】 課税段階の違いによる効果・影響の違いを勘案し、また、仮に還付・減免措置を講ずることとした場合、当該措置との整合性にも留意しつつ、温暖化対策税の課税段階についてどのように考えるか。
- 【課題】 税収を活用した用途について、その具体的なイメージをどのようなものと考えているか。
必要額は、最終的には2004年の評価結果を踏まえて検討すべきものであるが、そのイメージをどのようなものと考えているか。
世の中の納得が得られるような透明な使い方をどのように考えるか。
税収の一部を地方公共団体の財源とすべきかどうか。
- 【課題】 ポリシーミックスの具体的な在り方については、最終的には、2004年の評価結果を踏まえて決定されるものであるが、他の政策手法によりカバーされ、これまで成果を上げてきた、又は、今後成果が期待できる部門、業界等については、何らかの還付・減免措置（あるいは補助金による還流）を講ずるべきかどうか。
また、国際競争力に影響がある、環境保全に資する等の観点からも、同様の措置を講ずるべきかどうか。
本専門委員会における温暖化対策税の検討と並行して、他の政策手法を含む第2ステップにおける追加的施策・対策の全体像について検討が進められることが必要。

<その他>

- 【課題】 既存関連税との関係について、どのようなオプションが考えうるか。
温暖化対策税の効果、経済等へのプラス・マイナスの影響は、どのようなものとなるか。